

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月27日

【会社名】 五洋建設株式会社

【英訳名】 PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 琢 三

【本店の所在の場所】 東京都後楽二丁目2番8号

【電話番号】 03(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部長 佐々木 努

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 03(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部長 佐々木 努

【縦覧に供する場所】 五洋建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄一丁目2番7号)
五洋建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区鶴野町1番9号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金24円 総額6,859,251,576円

ロ 効力発生日

2024年6月26日

ハ その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款の一部変更の件

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在の年1回の期末配当に加えて、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当（中間配当）をすることができるよう所要の変更を行うものです。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（剰余金の配当等） 第46条 剰余金の配当等は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。 （新設）	（剰余金の配当等） 第46条 （現行通り） <u>2 前項のほか、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、清水琢三、植田和哉、山下朋之、野口哲史、渡部浩、日高修、高橋秀法、中野北斗、関口美奈及び林田博を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、米澤伸明及び古賀直人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	2,255,626	4,573	0	(注) 1	可決 99.8
第2号議案 定款の一部変更の件	2,257,115	3,095	0	(注) 2	可決 99.9
第3号議案 取締役10名選任の件					
清水 琢三	1,937,911	317,793	4,486	(注) 3	可決 85.7
植田 和哉	2,238,082	22,116	0		可決 99.0
山下 朋之	2,239,762	20,436	0		可決 99.1
野口 哲史	2,239,341	20,857	0		可決 99.1
渡部 浩	2,239,421	20,777	0		可決 99.1
日高 修	2,239,346	20,852	0		可決 99.1
高橋 秀法	2,109,581	150,613	0		可決 93.3
中野 北斗	2,085,001	175,193	0		可決 92.2
関口 美奈	2,250,769	9,429	0		可決 99.6
林田 博	2,221,259	38,939	0		可決 98.3
第4号議案 監査役2名選任の件					
米澤 伸明	2,248,568	11,624	0	(注) 3	可決 99.5
古賀 直人	2,249,147	11,045	0		可決 99.5

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。